

亀山市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年7月29日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21842
- 3 路線名 栄町12号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
栄町字萩野1506番139地内から栄町字萩野1506番138地内まで	旧	49.60	最小	2.23
			最大	4.25
	新	49.60	最小	3.35
			最大	4.25